

## 新型コロナウイルス感染症対策について

令和4年2月22日  
社会福祉法人わかたけ会  
理事長 山本 慎介

当園は、保育園という施設が感染拡大のリスクを抱えているということ自覚しながら、「保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達をを図ることを目的とする児童福祉施設」として、個々の発達に見合った遊びや生活を保障することに努めることが責務であると考えています。いわゆるクラスターの発生もあって、何が正解であるかなどわかってはいたませんが、現時点における当園の感染対策をあらためて整理しましたので、利用者におかれましても引き続き「感染拡大の防止」へのご協力をお願いします。

### 【登園管理】

- 在園児童について、登園前に必要に応じて体温を計測し、「発熱を伴う呼吸器症状」（以下、典型的症状という。）を確認した場合、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間、家庭の事情等によらず登園を禁止します。  
発熱は、個々によって異なる平熱や体温リズムを勘案して判断しますが、呼吸器症状が確認される場合などにはより慎重に判断します。
- 医療機関を受診して特定の明確な疾患であると診断された場合を除き、典型的症状が回復するまでの期間、家庭の事情等によらず登園を禁止します。
- 在園児童について、保育時間中に典型的症状を確認した場合、速やかに隔離した上で、家庭の事情等によらず保護者による引き取りを要請します。
- 在園児童の同居家族に典型的症状を確認した場合も同様、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間、在園児童の登園を禁止します。
- 在園児童や職員に多数の罹患者が同時に生じた場合、自治体または当園の判断により一部又は全部の臨時休園とすることがあります。
- 送迎時について、保護者は手洗いとマスクの着用を徹底してください。

### 【職員管理】

- 当法人職員について、出勤前に必要に応じて体温を計測し、典型的症状を確認した場合、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間、出勤を停止します。
- 小学校の臨時休校、保育園や学童クラブの利用自粛要請を理由とした家庭の事情により出勤できない職員について、当園では特別休暇を認めています。
- 前々項、前項により、職員の配置に不足が生じ、十分な保育所保育の提供が困難となる場合において、必要最低限の保育所保育の提供とすることがあります。
- 職員のマスクについて、当園が用意する使い捨ての不織布マスクを常時着用することを原則としていますが、「暑さ指数」や保育活動の内容により、感染症予防よりも熱中症予防を優先して、職員がマスクを外して保育にあたる場合があります。また、肌トラブルなどにより、不織布フィルター入り布マスクを職員個人が用意して使用することは妨げていません。
- マスクの常時着用により、表情によるコミュニケーション、言語指導や食事指導などに支障が生じていますので、家庭のフォローをお願いします。

### 【保育活動・行事】

- 手洗い、鼻かみ、遊具の消毒など衛生管理については、平常通り丁寧に行っています。
- 保育室内での活動については、定期的な換気のほか、長時間にわたって密集することがないように注意しています。
- 典型的症状の見られない在園児同士の日常的な接触や会話については、保育園において避けることができないものとして取り扱います。食事や睡眠、トイレなどの生活場面においても特別な制限は設けず、時間をずらす、距離をとるなどの感染対策もしません。
- 公共交通機関の利用、図書館など公共施設の利用、商店街散策などは、マスクの着用や手指消毒など十分な感染症対策をとることができる範囲において実施しています。
- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などを受けて、行事について計画変更や延期、中止とすることがあります。施設利用など当園だけで保育活動が成立しない計画については、特に慎重に判断することになります。

### 【児童のマスク着用】

- マスクの着脱や保管について自分自身で適切に行うことができる児童が、家庭からマスクを着用して登園し、そのまま保育利用に入ることは妨げません。
- 保管場所は、児童自身のバッグや衣類のポケットとして、当園がケースなどを用意することはありません。
- マスクの適切な着脱や保管方法について、当園職員は指導や指示をしません。外遊びや午睡など必要時においてマスクを外すように指示することはあります。
- 児童による着脱や保管が衛生上適切ではないと当園職員が判断した場合は、使い捨てのものであるかどうかなどを考慮することなく、その都度即時廃棄処分としています。

### 【罹患を確認した際の対応】

- 医療機関におけるPCR検査の結果などにより児童や同居家族の罹患が確認された場合は、濃厚接触者の特定を含め早々の注意喚起が必要となりますので、早々にお知らせください。夜間や休日も使えるほか、記録も確認しやすくなるため、連絡用電子メールアドレスを使用するようにしてください。
- 医療機関外で抗原検査キットなどを用いて検査をされた結果については、陽性であっても陰性であっても確定判定としては取り扱いません。
- 療養期間や行動制限などは保健所の指示によりますので、当園独自の規定や制限はありません。また、療養期間の終了などについて特に証明書などは要しません。
- 保育園内における濃厚接触者の特定は、板橋区から示されている「感染可能期間内（発症日の2日前から最終接触まで）において、手の触れることのできる距離で、必要な感染予防策なしで、確定罹患者と15分以上継続しての接触があった者」という基準、検証用カメラの録画映像などにより確認しています。
- 保育園の生活環境から考えれば、濃厚接触者とはなっていないからといって感染の可能性がないということにはなりませんので、感染症の情報提供があった際には体調観察などに十分ご注意ください。
- 抗原検査キットなどを用いて家庭で検査をされた結果について、陽性であっても陰性であっても確定判定としては取り扱いません。